

2024.2.19

(株)泉井鐵工所 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 4月 1日～ 2029年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1： 2029年 3月までに、社員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間150時間未満とする。

<対策>

- 2024年 3月～ 所定外労働の現状を把握
- 2024年 4月～ 社内通達などにより従業員への周知

目標2： 2029年 3月までに、年次有給休暇の取得率を1人当たり年間70%以上とする。

<対策>

- 2024年 3月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2024年 4月～ 取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始